

新八代駅周辺大規模集客施設等整備基本計画有識者会議 傍聴要領

1 傍聴手続

会議の傍聴を希望される方は、会議の開催予定時刻までに、受付の傍聴希望者名簿に住所、氏名、年齢を記入してください。受付は先着順で行いますので、定員になり次第終了します。ただし、次に掲げる場合に該当する人は傍聴できません。

- (1) 酒気を帯びていると認められる場合
- (2) 危険物又は会議の妨げとなると認められる器物を携帯している場合
- (3) その他会議を妨害し、又は他の傍聴者に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる場合

2 傍聴にあたっての注意事項

- (1) 会議中は、静粛に傍聴することとし、私語を交わすことはできません。
また、拍手その他いかなる方法によっても賛成、反対の意向等を表明することはできません。
- (2) 会議室内で、飲食及び喫煙はできません。
- (3) 会議において、写真撮影、録画、録音等を行う場合は、事前に委員長または事務局の許可を得ること。ただし、報道機関については、会議の進行に支障が出ない限りにおいて、会場内の写真撮影、録画及び録音を認めるものとします。
- (4) 上記のほか、会議の秩序を乱し、又は議事を妨害するようなことはできません。
以上のことをお守りいただけない場合は、退席していただくことがあります。

3 その他

会議の秩序維持が困難になった場合、又は緊急に公開できない事項を審議する必要が生じた場合は、会議を途中で非公開とする場合がありますので、ご了承ください。

その他ご不明な点は、本審議会の事務局にお尋ねください。